

一般社団法人日本画像医療システム工業会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本画像医療システム工業会(英文名 Japan Medical Imaging and Radiological Systems Industries Association 略称「JIRA」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 当法人は理事会の議決を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は画像医療システムに関する標準化の推進、品質及び安全性の確保、技術の向上、流通及び販売の適正化等を国際的に図ることにより、この関連産業の健全な発展と国民の健康の保持増進に寄与し、もって国民福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 画像医療システムに関する規格の作成及び標準化の推進
 - (2) 画像医療システムの品質及び安全性並びに技術の向上に関する研究調査
 - (3) 画像医療システムの生産、流通及び貿易の増進並びに改善
 - (4) 画像医療システムに関する展示会及び技術指導等に関する講習会、研究会の開催並びに参加
 - (5) 画像医療システムに関する法令、基準等の周知徹底及び行政施策に対する協力
 - (6) 薬事法施行規則に定められた高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者等の営業管理者及び医療機器の修理業者の責任技術者に対する継続的研修
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から第5号及び第7号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 画像医療システムの製造又はこれに関連する事業を営み、当法人の事業に賛同し、その事業活動に協力しようとして入会した法人
 - (2) 名誉会員 当法人に対し特に功労があり、理事会の推薦により社員総会の承認を受けた者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし名誉会員は、この限りでない。

- 2 会員が法人である場合は、当法人に対して代表者としてその権利を行使する者1名（以下、「法人の代表者」という。）を定め、これを会長に届けるものとする。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

- (1) 当法人の定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
 - (2) 当該会員が解散し、又は破産したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 社員総会

（構成）

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

- 第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び議長が指名した理事2名が記名押印しなければならない。

第4章 役員、顧問及び参与

(役員の設定)

- 第19条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 22名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長、常任理事、専務理事、常務理事をそれぞれ数名置くことができる。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 必要により、前項以外の理事のうち数名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、法人の代表者の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては8名、監事にあつては1名を限度として、法人の代表者以外の者を理事又は監事に選任することができる。
- 2 会長、副会長、常任理事、専務理事、常務理事、及び前条第4項の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統轄する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 常任理事は、理事会から特に委任された事項を調査・検討する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を総括する。
- 6 常務理事は、専務理事を補佐し、当法人の業務を分担処理する。
- 7 会長、専務理事、常務理事及び第 19 条第 4 項に規定する業務執行理事は毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第 19 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事・監事及び正会員以外の理事・監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準(役員報酬等規定)に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第 26 条 当法人に顧問 5 名以内及び参与 6 名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は当法人に功績のあった者のうちから、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問は当法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は当法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 第 23 条 1 項の規定は顧問及び参与について準用する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事、専務理事、常務理事、及び第 19 条第 4 項に規定する業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 その他の機関

(幹部会)

第 33 条 当法人は、理事会の審議事項の検討等の準備を行うため、理事会の決議により幹部会を設置することができる。

- 2 幹部会は会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事をもって構成する。
- 3 幹部会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

(部会及び委員会等)

第 34 条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、部会及び委員会等を設けることができる。

2 部会及び委員会等の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第 35 条 当法人の資産の管理・運用は会長が行うものとし、その管理・運用方法は、理事会の決議

による。

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、3 号及び第 4 号の書類については定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、承認を受けなければならない。

(借入金)

第 39 条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(剰余金の処分制限)

第 40 条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 43 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告

(公告)

第 44 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報

に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

- 第45条 当法人に、事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。
- 2 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

- 第46条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(法令の準拠)

- 第47条 この定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 当法人の最初の代表理事は加藤久豊とする。
- 4 当定款の第43条については平成25年6月3日定時社員総会にて平成26年4月1日より以下のとおり変更する旨、決議された。
第43条 当法人が清算する場合において有する残余財産の帰属は、社員総会によって定める。